

豊田市農業用資機材購入費補助金のご案内

肥料・種苗・飼料・農薬などの資材価格の高止まりや、農業機械の導入負担を軽減し、農業者の営農継続を支援するための補助制度です。

予算が
なくなり次第
終了!

※予算額
1億8千万円

対象者

- ☑ 豊田市内に住所または本店がある個人または法人
- ☑ 経営耕地面積30a以上 または 農業販売額50万円以上
- ☑ 営農を継続する意思がある
- ☑ 市税等の滞納が無い

※経営耕地面積は令和8年4月1日時点
※農業販売額は令和7年の実績

A 資材コース

対象 令和7年中に購入した農業資材

対象品目 肥料・種苗・農薬・飼料

補助率 対象経費(税抜)の20%

上限額 10万円



B 機械コース

対象 令和8年4月1日～12月31日納品分

対象品 動力の農業機械(中古も可)

補助率 対象経費(税抜)の20%

上限額 30万円



必要書類

① 申請書兼請求書【様式第1号】

- ・ R7青色申告決算書(農業所得用)又は R7白色申告の収支内訳書(農業所得用)

※無申告又は一般用で申告している等の理由で書類が無い場合も、対象者要件を満たしていれば申請可能です。必要書類の詳細は下記二次元バーコードからご確認ください

- ・ 振込口座が確認できる書類(通帳の写し)

① 交付申請書【様式第2号】

- ・ (経営耕地面積30a未満の場合) 農業販売額50万円以上が分かる書類
- ・ 見積書

② 実績報告書兼請求書【様式第4号】

- ・ 納品書及び領収書
- ・ 納品物が写った写真
- ・ 振込口座が確認できる書類(通帳の写し)

申請受付期間

令和8年5月7日～令和8年6月30日

令和8年5月7日～令和8年10月30日



詳細はこちら

- A 資材コースについては、1経営体につき1回まで申請となります。
- B 機械コースについては、
 - ・ 補助上限額(30万円)に達するまで、何度でも申請可能です。(複数台まとめて申請可)
 - ・ 実店舗(原則豊田市内)で購入された農業機械が対象です。
 - ・ 農業経営以外の用途に容易に転用されるような汎用性の高い農業機械は補助対象外です。
- 各種様式は、左記の二次元バーコードからダウンロードできるほか、裏面記載の窓口または豊田市役所 農業振興課で配布しています。

お問合せ

あいち豊田農業協同組合 (連絡先は裏面参照)

※本補助金は豊田市の制度です。申請受付をあいち豊田農業協同組合に委託しています。